

補助金調書

| | | | | | | | |
|---|--|--|-------|-------|--------------|-------------------------------------|--|
| 補助金名 | 筑前琵琶保存会演奏会事業補助金 | | | | 担当課 (連絡先) | 経済観光文化局文化振興部 文化振興課(TEL 711-4665) | |
| 交付先 | 団体 | 筑前琵琶保存会 | | | 区分 | その他の補助金 | |
| 交付先決定方法 | 非公募 | (公募の場合) 公募時期 | | | | | |
| (公募の場合) 応募要件 | | | | | | | |
| (非公募の場合) 非公募の理由 | 当該補助事業を行っている団体が限定されているため | | | | | | |
| 補助開始年度 | 昭和41 | 年度 | 経過年数 | 51 | 年度 | | |
| 補助金の目的 及び 補助対象事業 | <p>目的 「個性と創造性に富んだ多彩な人材が育つまち」の実現を図ること</p> <p>対象事業 筑前琵琶保存会が主催し、本市内で開催される郷土の代表的芸能である筑前琵琶の向上・研究・保存・普及を目的とし、本市の音楽文化の振興に寄与すると認められる事業</p> | | | | | | |
| 補助金の終期 | 平成28 | 年度 | 延長回数 | | 回 | | |
| 終期を延長する理由 | | | | | | | |
| 交付対象経費及び 補助金の算定方法等 | その他 | <p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <p>対象経費: (1)当該事業に係る設備経費 (2)当該事業開催に係る運営経費 (3)当該事業に係る広報宣伝経費 (4)その他市長が当該事業開催に必要と認める経費</p> <p>算定方法: 交付の対象となる経費の1割に相当する額を限度とし、予算の範囲内で交付</p> | | | | | |
| (間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準 | 【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 | | | | | | |
| 交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1) | 当該年度 | 前年度 | 前々年度 | 前々々年度 | | | |
| | 件 | 1 件 | 1 件 | 1 件 | | | |
| | 70 千円 | 70 千円 | 70 千円 | 70 千円 | | | |
| 前年度補助事業 の主な実施概要 | 「筑前琵琶保存会演奏会」は、副題を「今昔琵琶絵巻」と題し10月25日に開催された。日本に伝わる昔話や伝説・偉人伝など、古典・新曲を織り交ぜた様々な曲目が披露され約350人が来場した。 | | | | | | |
| 補助金交付 による効果 | 筑前琵琶保存会は、昭和40年の創立以来、年1回の定期演奏会、各種催しの出演などの活動を通じて、郷土の伝統芸能である筑前琵琶の保存と普及に努め、本市の地域文化振興に寄与している。 | | | | | | |

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。